

大野城太宰府環境施設組合職員の定年等に関する条例

令和5年3月27日

条例第4号

大野城太宰府環境施設組合職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による派遣職員を除く。以下同じ。）の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定年等）

第2条 職員の定年等については、大野城市職員の定年等に関する条例（昭和60年大野城市条例第4号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。